

個人住民税の特別徴収の推進に係る配付チラシの訂正のお知らせ

千葉県船橋県税事務所

千葉県が配布いたしました個人住民税の特別徴収の推進に係るチラシについて、
チラシの一部に下記のとおり誤りがありました。

個人住民税特別徴収に関する詳細は、千葉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shichou/zei/tokubetutyousyu.html#a6>

記

チラシ裏面の Q&A 中段（別添箇所です。）

誤) 常時 10 名以下の場合

正) 常時 10 名未滿の場合



〔千葉県ホームページ(個人住民税特別徴収)〕